福岡県糖尿病協会（JADEC《公益社団法人日本糖尿病協会》福岡）会則

（令和８年７月４日総会承認）

（名称）

第1条　本会は、「福岡県糖尿病協会」と称する。

２　副称として「JADEC（公益社団法人日本糖尿病協会）福岡」を用いる。

（事務所）

第2条　本会は、事務所を福岡市東区馬出 3 丁目 1 の 1 九州大学大学院　医学研究院病態機能内科学 糖尿病研究室に置く。

２　本会は、総会の議決を経て、事務所の位置を変更することができる。

（目的）

第3条　本会は、公益社団法人日本糖尿病協会（以下「JADEC」という。）と連携して、広く糖尿病に関する知識の普及啓発を行い県民の健康増進に寄与するとともに、会員の資質の向上と交流を図ることを目的とする。

（事業）

第4条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 糖尿病の予防及び治療に関する知識の普及啓発
(2) 糖尿病の患者及び家族に対する療養支援
(3) 糖尿病に関するアドボカシー活動の啓発と実践
(4) JADEC 発行糖尿病対策推進会議専門誌「さかえ」の配布
(5) 講演会、研修会等の開催
(6) 小児糖尿病「サマーキャンプ」に対する後援
(7) ブロック協議会及び分会の育成指導
(8) JADEC との連携
(9) その他、本会の目的を達するために必要な事業

（会員の種別）

第5条　本会の会員は、次の 2 種類とする。

(1) 正会員　　本会の目的に賛同し入会した個人
(2) 賛助会員　本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

２　正会員は、日糖協に同時に入会することとする。

（入会）

第6条　会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出する。

2　　上記の申込書は公益社団法人日本糖尿病協会の入会申込書を兼ねる。

（会費）

第7条　会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

⑴正会員　　3,000 円

（うち、2,400 円は、JADEC の会費に充当する。）

⑵賛助会員　30,000 円／１口

（退会）

第8条　会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2　　会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

⑴ 本人が死亡したとき。

⑵ 会費を 2 年以上納入しないとき。

（分会）

第9条　医療機関等に分会をおく。

（役員の設置）

第10条　本会に、次の役員を置く。

⑴理事　　25 人以上 35 人以内

⑵監事　　2 人

2　　本会に、理事の中から次の役員を置く。

⑴会長　　1 人

⑵副会長　　4 人以内

⑶事務局長　1 人

⑷会計　　1 人

（役員の選任等）

第11条　理事及び監事の選任は、総会において選任する。

2　　理事は互選により、会長、副会長、事務局長、会計をそれぞれ選任する。

3　　理事及び監事は相互にこれを兼ねることはできない。

4　　会長は JADEC の都道府県代表をつとめるものとする。

（職務）

第12条　会長は本会を代表し、その職務を総理する。

2　　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、会則及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 会計を監査すること

(2) 理事の業務執行状況を監査すること

(3) 会計及び業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告するものとする。

5　会計は、本会の会計事務を担当する。

（任期）

第13条　役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠又は増員により選任された役員は前任者又は現任者の残任期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（報酬等）

第14条　役員は無給とする。

2　役員には、職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前項に関し必要な事項については、会長が別に定める。

（総会）

第15条　本会の総会は、分会の代表者等をもって構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2　総会は、次の各号に定める事項について議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 役員の選任又は解任

(4) 顧問及び相談役の選任

(5) 会則の変更

(6) 解散

(7) その他本会の運営に関する重要事項

3　総会は、会長が招集する。

4　総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

5　総会は、分会代表者等の過半数の出席がなければ開会することが出来ない。

6　総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7　やむを得ない理由のため総会に出席できない分会代表者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の分会代表者を代理人として表決を委任することができる。

8　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。又議事録には、議長及びその会議において選任された議事録書名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

(1)日時及び場所

(2)会員数、出席者数(書面表決者数)

(3)審議事項及び議決事項

(4)議事録署名人の選任に関する事項

（理事会）

第16条　理事会は、原則として年1回は開催する。その他会長が必要と認めたとき　は随時開催することができる。

2　理事会は、理事をもって構成する。

3　理事会は、この会則に定めるもののほか、次の各号に定める事項について議決する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

4　理事会は、会長が招集する。

5　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

6　理事会には、第 15 条第 5 項から同上第 8 項までの規定を準用する。この場合において、「総会」及び「分会代表者」とあるのは、「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

（常任理事会）

第17条　本会理事会の中に常任理事会を置く。常任理事の定数は、原則として15名以内とする。常任理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

2　常任理事は、理事会の承認を経て、会長が理事の中から委嘱する。

3　常任理事会は、本会及び理事会の職務を円滑に進めるため、次の事業を行う。

(1)総会に付議する案件の審議

(2)各種の講演会、イベント等の開催に関すること

(3)行政及び各種諸団体との折衝に関すること

(4)「「JADEC」及び「地域ブロック会議」との連絡調整に関すること

(5)「その他運営に関すること

（ブロック協議会）

第18条　本会の事業活動を効率よく、又地域の実情を各種事業に反映させるため、次の4 地区ブロック協議会を置く。

(1) 福岡地区ブロック協議会
(2) 北九州地区ブロック協議会
(3) 筑豊地区ブロック協議会
(4) 筑後地区ブロック協議会

2　前項各号に定める各協議会は、それぞれに、ブロック内の各分会と共同して地域講演会、糖尿病の集い、各種研修会、ウォークラリー等の事業を行う。

(顧問及び相談役)

第 19 条　本会の発展向上のため、顧問及び相談役を置くことができる。

2　顧問及び相談役は、総会において選任する。

3　顧問及び相談役は、必要に応じ本会の業務運営について意見を述べることができる。

(財産の構成・管理)

第 20 条　本会の財産は、次の各号の掲げるものをもって構成する。

(1) 会費
(2) JADEC からの交付金等
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

2　本会の財産は会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 21 条　本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 22 条　本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 23 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 24 条　本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書及び決算

書を作成し、監事の監査を受け、理事会及び総会の議決を経なければならない。

（会計年度）

第 25 条　本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（会則の変更）

第 26 条　本会の会則は、総会において出席した会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

（事務局）

第 27 条　本会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2　事務局には、所要の職員を置くことができる。

3　事務局の職員は、会長が任免する。

4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委任）

第 28 条　この会則に定めのない事項は、会長が別に定める。

（設立）

第 29 条　本会の設立年月日は、昭和 62 年 3 月 1 日とする。

附則

1　第7条第1項第1号の正会員の会費は、日糖協から支部活動費が交付される当分の間は、2,400 円とする。

2　本会則は、日本糖尿病協会の公益社団法人移行の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

3　本会則は、平成 25 年 7 月 6 日から施行する。

4　本会則は、平成 26 年 6 月 14 日から施行する。

5　本会則は、令和 8 年 7 月 4 日から施行する。